

防経装第9132号  
25. 6. 28  
一部改正 防官文(事)第18号  
27. 10. 1  
一部改正 防官文(事)第156号  
28. 3. 31  
一部改正 防装庁(事)第69号  
令和2年3月9日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

事務次官  
(公印省略)

#### インセンティブ契約制度について(通達)

今般、契約制度研究会において、企業からコスト削減に向けた一層の意欲を引き出すため、コスト削減に伴う企業側のリスクに見合ったインセンティブ料率体系の多様化、コスト削減額を事前に確約することを要しない申請手続の新設、じ後の契約を随意的な契約とすることによって同種契約の継続的な受注を可能とする調達方法の構築等について検討されたことを踏まえ、装備品等及び役務の調達価格の低減を図るため平成11年から試行的に実施しているインセンティブ契約制度について、平成25年10月1日から別添のとおり実施することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。ただし、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令(昭和49年防衛庁訓令第4号)第3条に規定する装備品等及び役務以外のものの調達においては、平成26年10月1日から実施する。

なお、インセンティブ契約制度の試行について(防経装第11420号。20. 10. 1)は、平成25年9月30日をもって廃止することとし、同日をもって調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について(防経装第8927号。25. 6. 26)第20項第6号中「インセンティブ契約制度の試行について(防経装第11420号。20. 10. 1)第2項第1号」を「イ

ンセンティブ契約制度について（防経装第9132号。25.6.28）第2項第12号」に改める。現に同通達に基づくインセンティブ契約制度が適用されている装備品等又は役務に関する契約については、なお従前の例によるものとする。

添付書類：インセンティブ契約制度実施要領

## インセンティブ契約制度実施要領

### 1 趣旨

この要領は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図るため、契約の相手方から原価改善によるコスト削減に向けた意欲（インセンティブ）を引き出す契約制度として、防衛装備庁及び補給処等の契約担当官等が行うインセンティブ契約制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 補給処等 陸上自衛隊補給統制本部、陸上自衛隊の補給処、海上自衛隊補給本部、海上自衛隊の補給処、航空自衛隊補給本部、及び航空自衛隊の補給処をいう。
- (3) 補給処等所管機関の長 陸上幕僚長、海上幕僚長、及び航空幕僚長をいう。
- (4) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量並びに生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。
- (5) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (6) 原価改善 契約の締結時に念頭に置いていなかった技術若しくはアイデア・製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は契約の締結時に想定されなかった習熟度、歩留率その他の生産効率の向上により、製品及び部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために契約の相手方（契約の相手方の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。
- (7) コスト削減 原価改善により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (8) 契約担当官等 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。
- (9) コスト削減額 原価改善により削減される製造原価の一部に、原価改善に伴って減少することとなる一般管理及び販売費、利子並びに利益に相当する額を加算して得られる額をいう。
- (10) 原価改善提案 契約の相手方が当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、契約担当官等に対して当該原価改善の実施を提案することをいう。

- (11) 原価改善申告 契約の相手方が当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、契約担当官等に対して当該原価改善の事実を申告することをいう。
- (12) インセンティブ契約制度 装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、契約担当官等が原価改善提案又は原価改善申告（以下「原価改善提案等」という。）を採用し又は認定した場合に、コスト削減額の一部をコスト削減額を考慮した価格に加算した計算価格を基準として今後の契約価格を決定することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲の向上を図るものをいう。
- (13) インセンティブ特約条項 インセンティブ契約制度について約定した特約条項をいう。
- (14) 仕様書等 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「調達実施訓令」という。）第2条第8号に規定する仕様書等をいう。
- (15) 申請契約 契約の相手方が、インセンティブ特約条項に基づき、インセンティブ契約制度の適用を申請した契約をいう。
- (16) 一般確定契約 契約担当官等が行う原価監査を伴わない契約をいう。
- (17) 原価監査付契約 契約担当官等が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。

### 3 インセンティブ契約制度の適用方式

- (1) インセンティブ契約制度は、次の表の左欄に掲げる適用方式のいずれかにより適用するものとし、同欄に掲げる適用方式の詳細は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

適用方式	適用方式の詳細
原価改善提案方式（コスト削減額確約型）	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法及びコスト削減額を契約担当官等に確約して提案する方式
原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法を契約担当官等に確約して提案し、当該原価改善によるコスト削減額は契約担当官等の実施する原価監査によって確定する方式
原価改善申告方式	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、当該原価改善の方法及びコスト削減額を契約担当官等に申告する方式

- (2) 原価改善提案方式に係る原価改善は、次のアからエまでのいずれにも該当するものでなければならない。
  - ア 原価改善を実施することにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務

の効果を低下させるものでなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものでないこと。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があることが明白であること。

(イ) 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

ウ 契約の相手方が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあっては、この限りでない。

エ 納期に変更がないこと。ただし、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りでない。

(3) 原価改善申告方式に係る原価改善は、次のアからエまでのいずれにも該当するものでなければならない。

ア 原価改善を実施したことにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を変化させるものでなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務を変化させるものでなかったこと。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があったことが明白であること。

(イ) 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

ウ 契約の相手方が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあっては、この限りでない。

エ 納期に変更がないこと。

#### 4 インセンティブ特約条項の適用

(1) 防衛装備庁長官及び補給処等所管機関の長は、別に防衛装備庁長官が定めるインセンティブ特約条項の基準に基づいて、防衛装備庁又は補給処等の契約担当官等が用いるべきインセンティブ特約条項を定めるものとする。

(2) 契約担当官等は、装備品等又は役務の調達に係る契約（調査研究契約、ソフトウェア作成請負契約、賃貸借契約、研究委託契約その他の履行に際して加工工程を要しない契約を除く。）であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したものを締結する場合には、当該契約に前号の規定により定めたインセンティブ特約条項を付すものとする。ただし、会計法第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

## 5 インセンティブ契約制度の適用の適否の決定

- (1) インセンティブ契約制度の適用の適否については、インセンティブ特約条項が付された契約の相手方からの原価改善提案等の申請に基づいて決定するものとする。原価改善提案書（原価改善提案を行うための申請書類をいう。以下同じ。）及び原価改善申告書（原価改善申告を行うための申請書類をいう。以下同じ。）の様式その他の原価改善提案等の申請に必要な手続については、防衛装備庁長官が別に定める。
- (2) 契約担当官等は、契約の相手方から原価改善提案書又は原価改善申告書（以下「提案書等」という。）が提出された場合には、当該提案書等の内容を審査し、当該提案書等に係る原価改善提案等の採用又は認定の可否を決定し、その結果を当該契約の相手方に通知するものとする。この場合において、原価改善提案を採用しないとき、原価改善提案の採用に条件を付すとき、又は原価改善申告を認定しないときは、その理由を示すものとする。
- (3) 契約担当官等は、前号の規定による決定を行うに当たっては、あらかじめ原価改善提案等審査会の意見を求め、その意見を尊重しなければならない。
- (4) 第2号の規定による決定は、原則として、提案書等の提出の日から20日以内に行わなければならない。ただし、次号の規定により調達要求元への照会を行う場合にあつては30日以内に、第9項第5号の規定により原価改善提案等審査会が部外の有識者から意見を聴取する場合にあつては45日以内に、それぞれ行うことができる。
- (5) 契約担当官等は、原価改善が原価改善提案方式によるものである場合には、第3号の規定による原価改善提案等審査会への意見の求めに先立って、当該原価改善に係る契約の調達要求元に対し、原価改善提案の採用により、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生ずるかどうかを照会するものとする。ただし、当該原価改善が装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を変化させるものでなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務を変化させるものでないことが明らかである場合には、当該照会を要しない。
- (6) 前号の規定による照会を受けた調達要求元は、同号に定める支障の有無を回答するほか、次のア又はイに掲げる場合には、その旨の回答をすることができる。
  - ア 当該支障の有無を判断するに当たり、原価改善により生産された装備品等を試験により確認する必要がある場合
  - イ 当該支障の有無を判断できないため、原価改善提案等審査会において部外の有識者から示された意見を確認する必要がある場合

## 6 インセンティブ契約制度の契約への適用及びインセンティブ料

- (1) 申請契約の相手方に対するインセンティブ契約制度の適用については、原価改善提案の採用を決定した日（以下「採用決定日」という。）又は原価改善申告を認定した日（以下「認定日」という。）から開始するものとし、その適用期間は原価改善ごとに5年とする。ただし、申請契約の契約価格に対

するコスト削減額の割合（以下「削減割合」という。）が10パーセントを超えて20パーセント以下である場合の適用期間は6年とし、当該割合が10パーセントを超えて10パーセント増すごとに6年に1年を加算して得られた年数を適用期間とする。

- (2) 前号の申請契約が複数の契約から成る場合には、削減割合は、当該複数の契約の契約金額の総額に対するコスト削減額の割合によって判断するものとする。
- (3) 契約担当官等は、申請契約の相手方とインセンティブ契約制度が適用される契約を締結する場合には、当該契約のコスト削減額を考慮して算定した価格に、当該コスト削減額に次の表から得られるインセンティブ料率を乗じて得た額をインセンティブ料として加算した計算価格を予定価格の決定の基準とするものとする。ただし、インセンティブ料は、当該契約に係るコスト削減額を上回ってはならない。

インセンティブ料率（注1） （単位：パーセント）

適用方式		採用決定日又は認定日から契約締結日までの経過年数					
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 (注3)
原価改善提案方式（コスト削減額確約型）	削減割合5パーセント以下の部分（注2）	90	85	80	75	70	55
	削減割合5パーセント超の部分（注2）	100	95	90	85	80	
原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）		80	75	70	65	60	55
原価改善申告方式		55	55	55	55	55	55
摘 要	<p>注1 上記のインセンティブ料率は、減少利益補填率（コスト削減に伴い減少する利益に相当する額を補うための率をいう。）5パーセントを含む。なお、当該減少利益補填率は、過去3年間の標準利益率（予定価格訓令第76条第1項に規定する標準利益率をいう。）を踏まえて設定するものであり、必要に応じ改訂する。</p> <p>注2 削減割合が5パーセントを超える場合には、削減割合5パーセントに相当するコスト削減額については、削減割合5パーセント以下の部分の項に掲げるインセンティブ料率とし、削減割合5パーセント超に相当するコスト削減額については、削減額5パーセント超の部分の項に掲げるインセンティブ料率とする。</p> <p>注3 5年超の欄のインセンティブ料率の適用は、コスト削減額が第1号ただし書の規定により、5年を超えるインセンティブ制度の適用期間が適用される場合に限る。</p>						

- (4) 前号のインセンティブ料の算定に用いるコスト削減額は、原価改善提案方式（コスト削減額確約型）又は原価改善申告方式による場合にあっては、採用決定日又は認定日において契約の相手方及び契約担当官等が合意した額

とし、原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）による場合にあつては、契約担当官等が行う原価監査により原価改善の後に確定する額とする。

- (5) 申請契約については、インセンティブ料は加算しない。
- (6) 前号の規定にかかわらず、契約担当官等は、原価監査付契約である申請契約について、原価監査により契約金額を確定し、又は超過利益を確定するときは、コスト削減額に第3号の表1年以内の欄に掲げるインセンティブ料率を乗じて得た額を原価監査による契約金額に加算して得た金額を用いるものとする。ただし、当該申請契約が極度額を設定した原価監査付契約である場合の加算は、当該申請契約による上限の範囲で行わなければならない。

## 7 申請契約の取扱い

- (1) 申請契約が一般確定契約である場合のインセンティブ契約制度の適用に際しては、当該申請契約の支払金額に影響が生じないように留意するものとする。
- (2) 前号の場合においては、原価改善提案等の採用又は認定の決定の後に、申請契約の契約金額からコスト削減額を減額する契約変更は行ってはならない。この場合において、原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）を一般確定契約に適用するときの原価監査は、専らコスト削減額を確定するために行うものであるから、当該原価監査の対象となる範囲は原価改善に必要とされるものに限定しなければならない。
- (3) 申請契約が原価監査付契約である場合には、原価改善提案方式（コスト削減額確定型）は、適用できない。

## 8 インセンティブ契約制度が適用される相手方に対するじ後の契約の取扱い

- (1) 申請契約の相手方に対するインセンティブ契約制度の適用は、当該相手方に対して、じ後の契約の締結を保証するものではない。
- (2) いずれかの契約の相手方の原価改善に対するインセンティブ契約制度の適用期間中に締結する契約（当該原価改善に係る加工工程があるものに限る。）が、次のいずれかに該当する場合であつて、別に防衛装備庁長官が定める方法により契約担当官等が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときは、当該契約を随意契約により締結することができる。

ア 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去5年間に於いて実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によつても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

イ 契約の相手方が、削減割合が20パーセントを超える原価改善によつて、インセンティブ契約制度の適用期間中に締結する契約を履行する約束をした場合

## 9 原価改善提案等審査会

- (1) 防衛装備庁長官及び補給処等の長は、契約の相手方から提案書等の提出があった場合には、当該提案書等に係る原価改善提案等の採用又は認定の適否を審査するため、防衛装備庁又は補給処等に、原価改善提案等審査会を置くものとする。
- (2) 原価改善提案等審査会は、審査会長及び次に掲げる者をもって構成する。
  - ア 防衛装備庁又は補給処等において契約業務を行う課室長等（課長、室長又はこれらに相当する職にある者をいう。以下この号において同じ。）（審査に付される装備品等及び役務以外の調達に係る契約業務を行う課室長等を含む。）
  - イ 防衛装備庁又は補給処等において契約に係る制度の企画・立案業務を行う課室長等
  - ウ 防衛装備庁又は補給処等において予定価格の算定に係る制度の企画・立案業務を行う課室長等
  - エ 審査に付される装備品等及び役務の調達要求元の職員（第5項第5号の規定により調達要求元に対する照会が行われた場合に限る。）
  - オ 審査会長が必要と認める防衛装備庁の職員
- (3) 審査会長は、契約担当官等以外の職員のうちから、防衛装備庁長官又は補給処等の長が指定する者をもって充てる。
- (4) 原価改善提案等審査会は、第5項第3号の規定による契約担当官等からの求めに応じ、原価改善提案等に示された原価改善の内容、そのコスト削減額の適正性及びその実現可能性を審査し、契約担当官等に意見を述べるものとする。この場合において、第2号エに掲げる者は、当該審査の資とするため、第5項第5号の規定による照会に対する回答の詳細を説明しなければならない。
- (5) 原価改善提案等審査会は、第5項第6号の規定により調達要求元が部外の有識者からの意見の確認を必要とする場合その他審査会長が必要と認める場合には、部外の有識者から審査の対象である原価改善提案等についての意見を求めるものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、原価改善提案等審査会の運営のために必要な事項は、審査会長が定める。

## 10 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な基本的な事項は、防衛装備庁長官が定める。
- (2) 前号に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は、防衛装備庁長官及び補給処等所管機関の長が定めることができる。
- (3) 補給処等所管機関の長は、この要領の運用に当たり疑義が生じた場合には、その都度、防衛装備庁長官と協議するものとする。